

小平市交通安全計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

小平市では平成28年度から令和2年度までを対象とした「小平市交通安全計画」を策定し、人命尊重の理念のもとに、市民が安心していきいきと暮らせる安全で快適な交通社会を実現するため、積極的に各種対策を実施してきた。

しかしこの間、幼児・児童など子どもが犠牲となる重大交通事故や高齢運転者による重大交通事故が相次いで発生しており、通学路や生活道路などにおける一層の安全確保が課題となっているほか、いわゆる「ながら運転」、妨害運転（あおり運転）などの悪質・危険な行為に起因する重大交通事故の発生が社会の問題となっている。また、自転車利用の促進が図られる中、自転車の安全利用や自転車通行空間の整備などについての要望が多く寄せられている。

一方、東京都では第10次交通安全計画が令和2年度をもって終了し、新たに第11次交通安全計画が令和3年4月に公表される見通しである。小平市では、これらを踏まえ、安全で安心な交通社会の実現に向けた施策を推進するため、新たな「小平市交通安全計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は交通安全対策基本法第26条において規定する陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、計画的に推進するための基本計画である。また、計画の策定に当たっては、上位計画である「(第11次)東京都交通安全計画」及び、「(仮称)小平市第四次長期総合計画」や「小平市都市計画マスタープラン」との整合性を図るものとする。

3 計画対象期間等

(1) 計画対象期間

計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(2) 計画策定までの期間の取扱い

現行計画終了後から次期計画策定までの期間については、上位計画である「(第11次)東京都交通安全計画」に基づいて、各種施策を推進するものとする。

4 計画策定体制

(1) 関係機関等への意見聴取

計画の策定について、小平警察署、小平消防署及び東京都北多摩北部建設事務所などの関係機関に意見聴取等をする。

(2) 小平市交通安全対策協議会への意見聴取

小平市交通安全対策協議会規約に基づき、市、関係行政機関及び関係団体の代表者により構成される小平市交通安全対策協議会は、市の交通安全対策の実施に当たり、市民の意見を反映させ、関係機関等相互の協力体制を確立することを目的として設置されていることから、計画素案（案）及び計画（案）について意見聴取等をする。

(3) 市民からの意見・要望等の収集

広く市民の意見を取り入れるため、市民との意見交換会を実施する。

また、計画素案の段階において市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施する。

(4) 庁内体制

① 計画策定にかかる事務局は、都市開発部交通対策課において行う。

② 第11次東京都交通安全計画を踏まえ、必要に応じて関係各課と連絡調整を行う。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画の策定に当たっては、基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際等、適宜、市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

市ホームページ等により、小平市交通安全対策協議会及び市民との意見交換会における会議の要旨及び資料等の公表を行うとともに、計画素案にかかる市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表等を行う。

6 計画策定スケジュール概要（案）

	関係機関、市民参加等	事務局・庁内
令和2年 8月	基本方針の公表	基本方針の決定
9月		
10月	市民との意見交換会①②③	関係課への意見聴取
11月	関係機関への意見聴取	
12月		
令和3年1月	関係機関への計画素案（案）の確認	関係課への計画素案（案）の確認
2月		
3月	小平市交通安全対策協議会 （計画素案（案）の意見聴取）	

4月		第11次東京都交通安全計画の反映 計画素案決定
5月	パブリックコメントの実施	
6月	関係機関への計画（案）の確認	関係課への計画（案）の確認
7月		
8月		
9月	小平市交通安全対策協議会 （計画（案）の意見聴取）	計画決定
10月	交通安全計画の公表	